

保医発0224第1号
平成27年2月24日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第33号）が平成27年2月23日に告示され、同月24日付けで適用されることに伴い、
「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月19日保医発第0319第4号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義樹形図中、「080140 炎症性角化症」を別紙1のとおり改め、
診断群分類定義表中、「080140 炎症性角化症」を別紙2のとおり改める。

2. 改正の概要について

「080140 炎症性角化症」のうち、手術・処置等2の3に「セクキヌマブ」を追加する。



080140 炎症性角化症

手術・処置等 2
1: アダリムマブ
2: インフリキシマブ
3: ウステキヌマブ、セクキヌマブ

手術・処置等 2

なし

080140xxxx0xx

あり

1

080140xxxx1xx

2

080140xxxx2xx

3

080140xxxx3xx

